

## 建築士事務所登録 Q&A よくある質問

### Q1 新規の建築士事務所登録について

**Q1-1.事務所名称に「一級」「二級」「木造」と入れない場合、建築士事務所登録は可能か？**

A1-1.「二級」と「木造」建築士事務所の場合は、必ず明記する必要がありますが、「一級」建築士事務所の場合は明記する必要はありません。

**Q1-2.法人が法人名と違う事務所名称の場合、建築士事務所登録は可能か？**

A1-2.登録する建築士事務所の名称に、必ず法人名を入れることが必要です。

**Q1-3.略歴書はどの段階から記載すればよいか？**

A1-3.職歴については、最終学歴から現在（登録申請時）まで空白期間が無いよう、無職の期間も必ず「無職」と明記してください。

なお、最終学歴については、学科まで必ず明記してください。

**Q1-4.新規登録しようとする建築士事務所の管理建築士が他の会社や建築士事務所に所属している場合、又、個人として他の業務を行っている場合、建築士事務所の登録は可能か？**

A1-4.管理建築士の専任性が担保されないため建築士事務所の登録はできません。また、別法人の非常勤役員等の場合においても、管理建築士の専任性に問題が生じる恐れが有るため、出来るだけ兼務しないよう要請しているところですが、申立書により、管理建築士の専任性を妨げない勤務状況等が確認できた場合には、建築士事務所の登録を認める事も有りますので、個々にご相談ください。

**Q1-5.所属建築士が他の事務所に所属している場合、建築士事務所登録は可能か？**

A1-5.所属建築士は、専任を求められていないことから、複数の建築士事務所に所属することも、他の職業と兼務することも法律的な規制はありません。

**Q1-6.定款の目的に「設計」又は「監理」等が明記されていない場合、定款を変更しないで建築士事務所登録は可能か？**

A1-6.本県においては、消費者保護の観点から、定款目的に設計や監理等以下のいずれかの項目が明記されていない場合には、新規の建築士事務所登録はできません。

1. 建築物の設計及び工事監理
2. 建築工事契約に関する事務に関する業務
3. 建築工事の指導監督に関する業務
4. 建築物に関する調査又は鑑定に関する業務
5. 建築物の建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続きの代理に関する業務

○事例

「建築工事・・・、等に付帯する一切の業務」等の表現は不可です。

### Q1-7.建築士登録して3年未満であるが、建築士事務所での経験は3年以上ある場合、管理建築士となることは可能か？

A1-7. 建築士法で定められた業務に関する経験年数不足のため、管理建築士になることはできません。

建築士登録以前に行っている建築士事務所での業務につきましては、設計業務ではなく設計補助業務であり、実績とは認められません。

また、管理建築士の条件は、建築士として3年以上の業務経験を積んだ後、管理建築士講習を受講し、修了証を受けている建築士です。

### Q1-8.管理建築士が建築士定期講習を受講していない、又は当該講習会を受講して3年以上経過しているが、建築士事務所登録は可能か？

A1-8.建築士事務所の登録は可能ですが、事務所登録後の直近の講習を受講する必要があります。

### Q1-9.建築士事務所登録申請書を提出して、どの程度の期間で登録は可能か？

A1-9.審査期間は2週間以内です。(但し、不備での修正等が無い場合に限る。)事務所登録した後、事務所所在地に建築士事務所登録通知書を送付します。

## Q2 建築士事務所の更新について

### Q2-1.建築士事務所登録の更新申請書の提出時期は何時からか？

A2-1.事務所登録の有効期限は5年間です。

有効期限内に更新手続きが完了できるよう、有効期限の3か月前から1か月前までに申請書をご提出するよう定められています。

なお、当協会のサービスとしてハガキで更新手続き時期をお知らせしています。

### Q2-2.有効期限内に役員や所属建築士に変動があった場合で、変更届を提出していない場合、更新の申請書で変更届を兼ねることは可能か？

A2-2.更新申請書で変更届を兼ねることはできません。

変更は、変更事項が発生した時に、その都度、定められた期間内に変更届を提出する必要が有ります。その届出を行っていない場合には、届出が遅れた理由書を添付して、建築士事務所登録の更新時に一緒に提出してください。

### Q3 建築士事務所の変更について

**Q3-1.二級から一級、又は、一級から二級等のように、事務所登録において級の変更は可能か？**

A3-1.級の変更は変更ではなく、新規の建築士事務所の登録となりますので、現在の建築士事務所登録を廃業し、新規に建築士事務所登録をしてください。事前にご相談いただければ、廃業日と新規登録日を調整し、継続する業務に支障が無いよう配慮することが可能です。

**Q3-2.個人から法人、又は、法人から個人への変更は可能か？**

A3-2.法人と個人の変更は変更ではなく、新規の建築士事務所の登録となりますので、現在の建築士事務所登録を廃業し、新規に建築士事務所登録をしてください。事前にご相談いただければ、廃業日と新規登録日を調整し、継続する業務に支障が無いよう配慮することが可能です。

**Q3-3.変更が生じることが決定している時、それ以前に変更届の提出は可能か？**

A3-3.変更届は、法律の規定により変更が生じた日から2週間以内等の法律の規定に基づき提出するものであり、予定では受理できません。変更が生じた以降、法律で規定する期限内に提出してください。

**Q3-4.同一法人が複数の事務所登録の役員等の変更届を提出する場合、添付すべき商業登記簿謄本の原本を1部提出することで可能か？**

A3-4.同一法人が複数の変更届を同時に提出する場合は、商業登記簿謄本の原本は1部、それ以外はコピーを添付してください。

**Q3-5.変更届を提出した場合、変更処理が完了したことを証する通知書等が送られてくるのか？**

A3-5.変更届においては、「書類を受理した」とか「変更事務処理が完了した」という事書類はありません。

変更届提出後補正等の連絡が無い場合には、変更に関する処理が完了したとお考えください。

もし、変更届の提出を行ったことを証する書類が必要な場合は、変更届を 2 部提出して頂き、1 部に当協会が受理したことを証する受付印を押印してお返しします。

## Q4 設計等の業務に関する報告書について

### Q4-1.業務に関する報告書は何時提出するのか？

A4-1.法人個人共に、決算月終了後 3 か月以内での提出が規定されています。法人の場合は、法人の決算月終了から 3 ヶ月以内に、個人の場合は全員 12 月が決算月となりますので、毎年 3 月末までに提出してください。

### Q4-2.提出期限を過ぎた場合には、どのようにするのか？

A4-2.提出期限を過ぎた場合でも、必ず出来るだけ早く提出してください。また、更新時や変更届提出時に未提出の年度がある場合、その時点で、必ず提出いただくようにしていますのでご協力お願いします。

### Q4-3.設計等の業務実績が無い年でも提出するのか？

A4-3.業務報告書は、業務実績の有無に関わらず、建築士事務所登録をしている全事務所が毎年提出するよう法律に規定されています。実績が無い場合は、「業務実績無し」と記入して、必要な様式を年度毎に提出してください。

## Q5 その他

### Q5-1.廃業届に添付する建築士事務所登録(更新)通知書を紛失した場合、どのようにすればよいか？

A5-1.通知書を紛失した場合、始末書を添付してください。

### Q5-2.建築士事務所登録申請や変更届などを代理人が行う場合、委任状は必要か？

A5-2.必要です。

ただし、設計等の業務に関する報告書については必要ありません。